

配偶者等からの暴力に関する保護命令の手続について

(本書面は令和6年4月以降の申立てに関する手続について説明したものです。)

保護命令の制度は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に定められています。保護命令は、①配偶者等から暴力や脅迫を受け、②更なる暴力や脅迫により重大な危害を受けるおそれ大きい場合等に発せられます(Q2をご覧ください。)

初めて申立てをされる方は、以下のQ&Aを申立ての前に必ずお読みください。

Q1 保護命令の申立てを考えています。どうしたらよいですか。

Q1-1 保護命令の申立てをする前にしておくことはありますか。

保護命令の申立てをする場合には、申立てをする前に、配偶者等からの暴力等を受けた状況など申立てを基礎づける事情(※1)について、配偶者暴力相談支援センター(※2)又は警察署に行ってあらかじめ相談し、援助又は保護を求めた上で、そのことを申立書に記載する必要があります。この記載がない場合には、保護命令は発せられませんので、注意してください(※3)。

※1 子への接近禁止命令等や親族等への接近禁止命令(Q2-3(4)、(5))の申立てをする場合には、これらの命令を発する必要があると認めるに足りる事情についても漏れなく相談等をしていることが必要です。

※2 配偶者暴力相談支援センターでは、保護命令の制度の利用について助言等の援助が受けられます。千葉県女性サポートセンター(Tel043-206-8002)、千葉県男女共同参画センター(女性のための電話相談:Tel04-7140-8605、男性のための電話相談:Tel043-308-3421)など『配偶者暴力相談支援センター』に指定された機関について、詳しくは最寄りの自治体に問い合わせてください。

※3 これらの機関への相談等に代えて、最寄りの公証役場で宣誓供述書を作成してもらう方法もあります。

Q1-2 申立てについて相談をしたいのですが。

裁判所は、申立てが認められるかどうかについて、原則として双方当事者の言い分をそれぞれ聴いた上で判断をする中立な機関であり、当事者からの相談に対し助言等を行うことはできません。配偶者暴力相談支援センターや警察署への相談等(Q1-1)のほかに法律の専門家からの助言等を必要とする場合には、弁護士(日本司法支援センター(法テラス)など)にご相談ください。

Q1-3 申立書はどのように作成したらよいですか。

申立書のひな形を準備しておりますのでご利用ください。

配偶者暴力相談支援センターで援助を受けるほか、弁護士に相談することも考えられます（Q1-1、1-2）。

申立書のほかに提出が必要となる書類についてはQ5をご覧ください。

Q1-4 相手方に現在の住居を知られたくないのですが。

申立書は相手方に見られるので、申立書には、相手方に知られたくない住居は記載せず、相手方に知られている住所や相手方と同居していたときの住所を記載してください。詳しくは、申立て予定の裁判所担当窓口にご確認ください。

裁判所に提出する書類には、絶対に、相手方に知られたくない住居やこれ分かる事項などを記載しないでください。

Q2 保護命令の申立てはどのような場合にすることができるのですか。

Q2-1 申立てをすることができるのは誰ですか。

「配偶者」や「婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者」、「生活の本拠を共にする交際（※）関係にある相手」から身体に対する暴力等を受けた方が申立人となります。

親族など他の人が代わりに申し立てたり代理をしたりすることはできません。

※「生活の本拠を共にする交際」からは、婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないもの（①ルームシェアなど専ら交友関係に基づく共同生活、②グループホーム、学生寮、社員寮などの福祉上、教育上、就業上の理由による共同生活、③専ら血縁関係、親族関係に基づく共同生活など）は除かれます。

Q2-2 離婚したり関係を解消したりした後でも申立てをすることはできますか。

暴力等を受けた後に離婚したり関係を解消したりした場合であっても、婚姻中や関係を解消する前に受けた暴力等を理由として申立てをすることができます。

他方で、離婚したり関係を解消したりした後を受けた暴力等を理由として申立てをすることはできません。

Q2-3 どのような命令が、どのような場合に認められますか。

保護命令には、次の(1)から(5)のとおりものがあります。それぞれについて、どのような場合に認められるかをご確認ください。

(1) 接近禁止命令
【どのような命令？】

1年間、申立人の身辺につきまったり、申立人の住居（相手方と生活の本拠を共にしている住居は除く。）や勤務先等の付近をうろついたりしてはならないことを命ずるものです。

【どのような場合に？】

①相手方から、身体に対する暴力、生命・身体・自由・名誉・財産に対する脅迫を受けた方が、

②相手方から、更なる身体に対する暴力、生命・身体・自由・名誉・財産に対する脅迫により、その生命又は心（※）身に重大な危害を受けるおそれが大きいときに認められます。

※「心」（精神）への重大な危害として、うつ病、心的外傷後ストレス障害（PTSD）、適応障害、不安障害、身体化障害が考えられます。「心」（精神）への重大な危害を受けるおそれ大きいとして申立てをする場合には、これらの症状が出ていることについての医師の診断書等これを裏付ける資料を提出してください。

(2) 退去等命令

【どのような命令？】

2か月間（※）、申立人と相手方が生活の本拠として使用する住居から退去すること、その住居の付近をうろついてはならないことを命ずるものです。

【どのような場合に？】

①相手方から、身体に対する暴力、生命・身体に対する脅迫を受けた方が、

②相手方から、更に身体に対する暴力を受けることにより、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときに認められます。

※住居の所有者又は賃借人が申立人のみである場合には6か月間（建物の登記の現在事項証明書や賃貸借契約書等を提出してください。）

(3) 電話等禁止命令

【どのような命令？】

1年間、申立人に対する面会の要求、無言電話、緊急時以外の深夜早朝の電話、位置情報の無承諾取得など法令で定められた一定の行為をしてはならないことを命ずるものです。

【どのような場合に？】

(1)の接近禁止命令が認められる方について、申立てにより認められます。

(4) 子への接近禁止命令、電話等禁止命令

【どのような命令？】

子への接近禁止命令は、1年間、申立人と同居している未成年の子の身辺につきまったり、子の住居（相手方と生活の本拠を共にしている住居は除く。）や学校等の付近をうろついたりしてはならないことを命ずるものです。

子への電話等禁止命令は、1年間、申立人と同居している子に対する無言電話、緊急時以外の深夜早朝の電話、位置情報の無承諾取得などの法令で定められた一定の行為を禁止する命令です。

【どのような場合に？】

(1)の接近禁止命令が認められる方について、同居している未成年の子に関して相手方と面会せざるを得なくなることを防止するため必要があると認められる場合（例えば、相手方が幼年の子を連れ戻すと疑われる言動をしているなど）に、申立てにより認められます。

なお、子が15歳以上である場合には、その同意が必要です。

(5) 親族等への接近禁止命令

【どのような命令？】

1年間、親族等申立人と社会生活において密接な関係を有する方の身辺につきまったり、その住居や勤務先等の付近をうろついたりしてはならないことを命ずるものです。

【どのような場合に？】

(1)の接近禁止命令が認められる方について、親族等に関して相手方と面会せざるを得なくなることを防止するために必要があると認められる場合（例えば、親族等の住居に押し掛けて乱暴な言動を行っているなど）に、申立てにより認められます。

なお、親族等（15歳未満であるときはその法定代理人）の同意が必要です。

Q3 接近禁止命令が認められる場合について少し詳しく説明してください。

Q3-1 「自由・名誉・財産に害を加える旨を告知してする脅迫」とはどのような行為をいいますか。

保護命令の申立てをすることができるのは、配偶者等から「身体に対する暴力」又は「生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対して害を加える旨を告知してする脅迫」を受けた方です。このうち、脅迫の例としては次のような例が該当すると考えられています。ただし、具体的な言動がこれらに該当するか否かは個別の事案における証拠に基づき裁判所が判断することになります。

自由に対する脅迫の例：「『言うことを聞く』と言うまで外に出さない。」と告げる、
従わなければ仕事を辞めさせると告げるなど

名誉に対する脅迫の例：性的な画像を広く流布させると告げる、悪評をネットに流し

て攻撃すると告げるなど

財産に対する脅迫：キャッシュカードや通帳を取り上げると告げるなど

なお、脅迫は、一般に人を畏怖させるに足りる程度のものであることが必要です。

これに対し、例えば、「馬鹿だ」、「無能だ」、「生きる価値がない」などの暴言は、それだけで直ちに上記「脅迫」に当たるとはいえず、「精神的DV」や「モラル・ハラスメント」といわれるものが、全て保護命令の要件である「脅迫」に当たるわけではありません。

Q3-2 「心身に重大な危害を受けるおそれ大きいと認められるとき」とはどのような場合ですか。

心身への「重大な危害」とは、少なくとも通院加療を要する程度の危害をいいます。このうち「心」（精神）への「重大な危害」としては、うつ病、心的外傷後ストレス障害（PTSD）、適応障害、不安障害、身体化障害（以下「うつ病等」といいます。）が考えられます。「心」（精神）への「重大な危害」については、「うつ病等により通院加療を要する症状が出ていること」を裏付ける資料（医師の診断書等）や、うつ病等が相手方から「身体に対する暴力」又は上記「脅迫」を受けたことによるものであり、更にそのような暴力又は脅迫を受けるおそれ大きいことなどを裏付ける資料を提出してください。

なお、診断書等が提出された場合でも、更なる身体に対する暴力等により重大な危害を受けるおそれ大きいかどうかは裁判官が個別具体的に判断することになります。

Q4 千葉地方裁判所（本庁又は支部）へ申立てができるのは、どのような場合ですか。

千葉地方裁判所（本庁又は支部）へ申立てができるのは、次のいずれかの場合です。本庁及び各支部の管轄区域、連絡先電話番号は別表のとおりです。

- (1) 申立人又は相手方の住居所が千葉県内にあるとき。
- (2) 千葉県内で相手方からの暴力等が行われたとき。

Q5 申立てにはどのような書類等が必要ですか。

別紙「申立てに必要な書類等について」をご確認ください。保護命令申立書は、ホームページからダウンロードできる申立書のひな形を利用すると便利です。なお、期日が指定されたときは、相手方に申立書、主張書面及び書証の写し、宣誓供述書の写し等を送付しますので、申立人は、相手方に知られたくない連絡先（避難先）の記載が送付書類にないかどうか、十分に確認した上で裁判所に書類を提出してください。

千葉地方裁判所管内では、原則、申立書等が提出された当日に裁判官の面接を受けていただけるようにしていますので、あらかじめ電話で連絡の上、ご本人が申立書等を提出に来てください。

Q 6 申立て後、手続はどのように進行しますか。

裁判所は、相手方の言い分を聴くため、申立人の面接の約10日後に審尋の期日を指定して相手方を裁判所に呼び出します。申立人はこの期日には出席する必要はありません。裁判所は、この期日を経た後に（早ければこの期日で）保護命令を発するかどうかを判断します。

Q 7 相手方が保護命令に違反した場合にはどうなりますか。

保護命令に違反した者は、2年以下の懲役又は200万円以下の罰金に処せられることがあります。

(別表)

千葉地方裁判所管内担当窓口一覧表

本庁・支部	電 話	管 轄 区 域
本 庁	043-333-5271	千葉市・習志野市・市原市・八千代市・市川市・船橋市 ・浦安市
佐 倉 支 部	043-484-1219	佐倉市・成田市・四街道市・八街市・印西市・白井市・ 富里市・印旛郡
一 宮 支 部	0475-42-3531	茂原市・勝浦市・いすみ市・長生郡・夷隅郡
松 戸 支 部	047-368-5143	松戸市・野田市・柏市・流山市・我孫子市・鎌ヶ谷市
木 更 津 支 部	0438-22-3776	木更津市・君津市・富津市・袖ヶ浦市
館 山 支 部	0470-22-2273	館山市・鴨川市・南房総市・安房郡
八日市場支部	0479-72-1352	銚子市・旭市（旧干潟町を除く）・東金市・山武市・ 匝瑳市・山武郡・香取郡多古町
佐 原 支 部	0478-52-3040	香取市・旭市（旧干潟町）・香取郡神崎町・香取郡東庄 町

保護命令申立書	原本2通
<p>[申立手数料] 収入印紙1000円 [予納郵便切手] 合計3850円 内訳: 500円×4枚、110円×5枚、100円×10枚、50円×4枚、 10円×10枚</p>	
<p>[申立人と相手方との関係が婚姻関係（事実婚を含む。）の場合] 夫婦であること、又は夫婦であったことを証明する資料</p>	<p>戸籍又は 住民票 原本1通</p>
<p>①戸籍謄本（全部事項証明書）又は続柄の記載された世帯全員の住民票（いずれも1か月以内に交付を受けたもので、マイナンバーの記載がないもの） ②事実婚（内縁関係）の場合は、次の[申立人と相手方との関係が婚姻関係以外の場合]を参照すること</p>	<p>その他資料 写し2通</p>
<p>[申立人と相手方との関係が婚姻関係以外の場合] 生活の本拠を共にしていたことを証明する資料</p>	<p>住民票 原本1通</p>
<p>申立人及び（取得できれば）相手方の住民票（1か月以内に交付のもの）、生活の本拠について、生活状況の写真又は送付された私信、電気・水道・電話料金の支払請求書の写し、賃貸借契約書の写し、生活状況を具体的に記載した陳述書等</p>	<p>その他資料 写し2通</p>
<p>①暴力又は脅迫を受けた証拠 及び ②今後、相手方からの更なる暴力又は脅迫を受けて、生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいことを証明する証拠</p>	
<p>①について 診断書、負傷部位の写真、脅迫内容が記載された手紙、メール、SMS等の写し、暴力や脅迫を受けた状況を具体的に記載した陳述書、脅迫内容の音声等を録音した録音体を複製したUSBメモリ等の録音媒体（※）及び録音の対象、日時、場所、問題となる発言が録音データ上の何分何秒目に録音されているか等の説明書面（反訳書を含む） ②について 暴力が次第にひどくなっている、更にひどい危害を加えようとしている等を具体的に記載した陳述書等 うつ病、PTSD等の診断書、このようなおそれ大きいと予想される事情を具体的に記載した陳述書等 ※ 録音体は、裁判所のPCで再生可能なファイル形式（音声ファイルであればmp3やwma等、動画ファイルであればwmvやavi等）であることが必要です。再生可能なファイル形式は変更になることがあります。</p>	<p>写し2通（録音体の場合は複製した録音媒体2個）</p>
<p>[6か月間の退去等命令を申し立てる場合] 生活の本拠として使用する建物又は区分建物について ①所有者が申立人のみであることを証明する証拠 又は ②賃借人が申立人のみであることを証明する証拠</p>	<p>写し2通</p>
<p>①について不動産登記事項証明書、②について賃貸借契約書写し</p>	

<p>〔子への接近禁止命令、電話等禁止命令を申し立てる場合〕 ①子であることを証明する資料 及び ②15歳以上の場合、その子の同意書 ※子への接近禁止命令、電話等禁止命令は、申立人と同居する未成年の子である場合に申立てをすることができます。同居しない、又は成年に達した子については、親族に対する接近禁止命令の申立てとなり、電話等禁止命令の申立てはできません。</p>	<p>①につき 原本1通 ②につき 原本写し 各1通</p>
<p>①について戸籍謄本（全部事項証明書）又は続柄の記載された世帯全員の住民票（いずれも1か月以内に交付を受けたもの）、 ②について子が同行しない場合は、同意書の署名の裏付けとなる、その子が従前から日常的に使用し、氏名を書いている学用品等を照合のため持参する。</p>	<p>①につき 原本1通 ②につき 原本写し 各1通</p>
<p>〔親族等への接近禁止命令を申し立てる場合〕 ①親族の場合は親族であることを証明する資料、 ②その親族等の同意書（その親族が未成年等であれば、その親族の法定代理人（親権者父及び母等）が作成する同意書）、 ③相手方が親族等の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っているその他の事情があることから申立人がその親族等に関して相手方と面会することを余儀なくされることを証明する証拠</p>	<p>①につき 原本1通 ②③につき 原本写し 各1通</p>
<p>①について戸籍謄本（全部事項証明書）（1か月以内に交付を受けたもの）、 ②について親族等が同行しない場合は、同意書の署名押印の裏付けとなる、印鑑証明書、その親族名義の保険契約書やクレジットカード（署名のあるもの）、従前から日常的に使用し、氏名を書いている生活用品等を照合のため持参する、 ③についてこのようなことを余儀なくされると予想される事情を具体的に記載したその親族等の陳述書</p>	<p>①につき 原本1通 ②③につき 原本写し 各1通</p>
<p>〔警察又はDVセンターでのDV相談をしておらず、今後もしない場合〕 宣誓供述書（供述内容等はDV防止法12条3項又は18条2項を参照のこと。なお、公証人による認証を受ける必要があり、費用等が必要です。）</p>	<p>原本写し 各1通</p>

※証拠を提出される際には以下の点についてご注意ください。

- 提出する証拠には証拠番号（甲第●号証）を付してください。証拠番号は1つの証拠につき1つの番号を付し、複数のページがある証拠は書面の下部にページ数を付してください。
- 申立書の申立ての理由3項、4項に記載した暴力・脅迫の順番に従って証拠の順番を整え、証拠番号を付してください。陳述書が甲第1号証となり、それ以外の証拠は甲第2号証以下の番号となります。
- 証拠書類の写しを提出される場合には、できるだけA4サイズのコピー用紙を使用してください。
- 写真を提出される場合は、写真をA4サイズの白紙に貼り付け、当該写真から撮影日がわからない場合は、貼り付けた写真の下の白紙部分に撮影日を記載してください。写真1枚につき証拠番号1つを付することとし、貼り付けた各写真の上の白紙部分に証拠番号を記載してください。
- SMS等のメッセージの画面を印刷した書面を提出される場合は、それぞれのメッセージの投稿日がわかる部分も提出し、関連する一連のメッセージを古いものから順番になるよう整理してホッチキス留めし、最初のページの右上部等に1つの証拠番号を付してください。